

陳情第14号	平成29年8月25日受理
付託委員会	福祉常任委員会
件名	八千代市における、受動喫煙防止対策に関する陳情書
陳情要旨	
<p>貴議会におかれましては、市政に日夜ご活躍され大きな成果をあげられていることに深甚な敬意を表すものです。</p> <p>また、私どもの事業活動に、日頃から格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>受動喫煙防止対策に関し、以下のとおり要望します。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として国において受動喫煙に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきであると考えています。しかしながら、その対策は各事業者や施設管理者が実態に即した判断によりなされるべきものであり、法制化による強制的な規制をすべきではありません。公共施設での分煙対策、飲食店や宿泊施設での分煙の取組みや店頭表示を進めることで受動喫煙を防止できると考えています。</p> <p>分煙や店頭表示等の様々な取組みにより、たばこを吸う方と吸われない方が共存できる社会こそが日本が誇るおもてなしと考えています。</p> <p>現在、千葉県において「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示の向上促進」が行われています。我々はその取組み、趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組みを行っているところです。貴市におかれましては、条例化による強制的な規制がなされることなく、各事業者の取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック開催に向けた喫煙環境規制において、開催国や開催都市に対し喫煙規制の強化は義務付けられていないと認識しています。これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあり、日本におきましては屋内外で禁煙化・分煙化が進展していることから諸外国に比べ受動喫煙対策が遅れているとはいえません。</p> <p>たばこは合法的嗜好品です。屋内外双方で禁煙化・分煙化が進んでいる状況の中、法制化による規制が導入されると、たばこ販売店や飲食店での売上減少等、各事業者や施設管理者の現場が混乱することは必至であり、条例化による強制的な規制には反対</p>	

対であるため、以下事項を陳情します。

記

貴市におかれましては、条例化による一律的、強制的な規制がなされることなく、各事業者の取組みによる受動喫煙防止対策に、ご理解、ご支援をいただきますよう切にお願いいたします。